



嬉野市都市計画
マスタープラン

URESHINO-CITY Master Plan Concerning City Planning/ 2012-2030



佐賀県嬉野市

平成24年6月

嬉野市都市計画マスタープランの策定にあたって



嬉野市長
谷口 太郎

嬉野市は平成18年1月の市制施行以来、今年で7年目を迎えました。

恵まれた環境と各地域の特性を生かし「歓声が聞こえる嬉野市」を将来像として、嬉野市に生まれ育ったことを誇りに思うことのできるまちづくりを進めています。

一方で、急速な少子高齢化を伴う人口減少社会を迎え、社会経済活動に大きな影響が出始めている中、昨年襲った東日本大震災と、同地震を端緒とする東京電力の原子力事故の発生によって、将来への不安が社会全体を覆ってきています。

このように、厳しい時代において、本市では、〈嬉野温泉〉や〈うれしの茶〉などでブランドを確立する嬉野町と、旧長崎街道の面影を残す歴史的町並みをはじめ活用余地の大きい地域資源を有する塩田町の融合によって、個性的で、市民が夢と希望を持って住み続けられるまちづくりをめざしています。平成20年には九州新幹線西九州ルートが着工し、西九州地域の新しい玄関口となる新幹線嬉野温泉駅の周辺整備が始まろうとしています。

こうした中、本市では都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示す「嬉野市都市計画マスタープラン」を策定しました。

この都市計画マスタープランは、主に行政が主体となる、または行政が指導する土地利用や都市整備といった都市計画に関する基本的な方針となるものですが、今回策定した計画では、「市民参画」や「官民協働」の考えから、行政以外の役割・方針も示し、市民・地域の様々な取り組みや企業活動などを積極的にまちづくりに取り込んでいくこととしています。

今後、この「嬉野市都市計画マスタープラン」に基づき、市民や事業者等との連携、相互協力によって魅力と活力のある嬉野市づくりを進めてまいりたいと思いますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、「嬉野市都市計画マスタープラン」の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました多くの皆様並びに都市計画マスタープラン策定委員の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

平成24年6月

序章 ～はじめに～

都市計画マスタープラン策定の背景と趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条第2項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置づけられる計画であり、各市町村が創意工夫のもとに、市民の意見を反映させつつ、地域の特性を踏まえて定める都市計画の基本的な方針として、平成4年の都市計画法改正により創設されました。

その後、阪神・淡路大震災を契機に、都市の安全性に対する国民の関心が高まるとともに、少子高齢化、経済のグローバル化、地球環境意識の高揚など、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化し、都市計画についても、「線引き選択制、都市計画区域マスタープラン・準都市計画区域の創設」（平成12年5月改正、平成13年5月18日施行）や「まちづくり三法の改正」（平成18年5月改正、平成19年11月30日施行）などの制度改定がなされ、また、景観法の制定（平成16年6月18日公布）とともに、経済性や効率性以外の価値観が重要視されるようになりました。

嬉野市は、平成18年1月1日に嬉野町と塩田町が合併して誕生した新しい都市であり、これまで個々で取り組んできたさまざまなまちづくりを踏まえながら、平成19年度（平成20年3月）に「嬉野市総合計画」を策定しており、これに基づき、都市計画・都市づくりの新たな方針が必要となりました。

このような背景を踏まえ、「嬉野市都市計画マスタープラン」は、総合計画で掲げる嬉野市の将来像や土地利用をはじめとする都市計画の基本的な方向を明らかにするとともに、都市づくりに関する各種施策・事業を体系的に整理することで、将来像の実現に向けた都市計画の総合的・長期的な指針として示すことを目的とするものです。

まちづくりの背景(社会的動向)

嬉野市都市計画マスタープランは、以下に示す社会的動向を踏まえ策定します。

1. 人口減少・少子高齢化の進行

我が国は、出生率の低下と平均寿命の伸長によって急速に少子高齢化が進んでいます。

(財)国立社会保障・人口問題研究所の予測では、平成27年には1億2,500万人に減少し、平成37年にはさらに1億1,900万人にまで落ち込むと予想しています。

また、人口の年齢構成も15歳未満の年少人口が減少する「少子化」と、65歳以上の老年人口が増加する「高齢化」が同時に進行している状況にあり、高齢化の傾向は今後ますます強まると考えられ、平成17年の国勢調査における高齢化率約20%に対し、20年後の平成37年には約31%にまで達するものと予想されています。

このような人口の少子高齢・減少傾向は、経済・社会などさまざまな分野に大きな影響を及ぼすことが予想され、特に、生産年齢人口の減少に伴う地域活力の低下や社会保障費の増加なども懸念されています。

このため、まちづくりにおいては、人口減少・少子高齢化の進行を抑制する取り組みとともに、人口減少を前提として、これまでの「量」を重視する考え方から「質」を重視する考え方への転換が求められています。

2. 地球環境問題・新エネルギーへの関心の高まり

近年、地球規模のさまざまな環境問題への関心が高まっています。特に気温・海水温の上昇などの「地球温暖化」現象は、森林破壊や水不足、砂漠化、海面上昇などを引き起こす環境問題の象徴となっており、その要因と考えられている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（GHG）の排出・蓄積量の削減は、国際的な課題となっています。

GHGの発生については、都市化したライフスタイルによる化石燃料の消費量増大が主要な要因とされており、大量生産・大量消費社会の見直しとともに、省電力家電や低公害車への買い替え、冷暖房温度の調節など、国を挙げての排出抑制策が推進されています。また、環境問題はエネルギー分野に大きな変革をもたらしており、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの実用化に向けた取り組みが推進されています。

都市づくりにおいても、環境負荷を抑制した持続可能な社会に向け、公共交通の利用促進・物流の効率化、集約型都市構造への転換等による低炭素型の都市・地域の形成、都市緑化の推進、並びに、多様な生態系を守る水や緑の保全・活用など、自然環境と調和・共生した取り組みが求められています。

3. 経済活動のグローバル化、都市間・地域間競争の拡大

経済活動のグローバル化並びにアジアなどの新興国や資源大国の台頭と、それと比例した世界経済における我が国の地位・影響力の低下が進み、我が国の製造業も、現在は国際市場において海外メーカーとの厳しい価格競争に晒されています。国内においては、金融や国際競争力の高い知識集約型産業など高度化した業種や職種が集まる大都市圏に、人や財・サービスの流入・集積が進む一方で、新興国と競合する業種・職種が多い地方圏では、経営環境の悪化や産業の国外流出の流れによって、地元企業や誘致企業の閉鎖・撤退等が起きており、人口の減少や域内経済の衰退といった問題が生じています。

特に高速道路や新幹線などの国家的なインフラ整備に恵まれない地域は、都市間・地域間競争が拡大する中、企業誘致や定住促進などを進めるにも不利な条件下にあって、人口や都市機能の維持、都市運営が厳しい状況にあります。

このような社会背景を踏まえつつ、地方圏における都市づくりにおいては、自治の自立と都市サービスの維持に向け、産業基盤の整備をはじめとする都市の基礎体力強化が求められています。

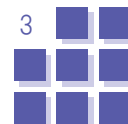
4. 安心・安全への関心の高まり

我が国では、「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」などの大地震・超巨大地震、「東海豪雨」や「中国・九州北部豪雨」などの局地的大雨・集中豪雨といった大規模化・複雑化する自然災害によって、国民の防災意識が変化しつつあります。

特に、「東日本大震災」では、津波による甚大な人的被害、広範囲にわたる社会経済インフラの破壊、福島第一原子力発電所の炉心溶融・水素爆発事故と政府や東京電力の対応の遅れなどを目の当たりにする一方で、被災者の自発的な助け合いや、多くの命が救われた岩手県釜石市の児童・生徒たちの避難行動などが報道されたことで、これまで醸成されてきた「防災は行政がやるもの」という潜在的意識に変化が起き、「自分たちの生命、地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識が高まってきました。

同時に、我が国の地理的・気象的条件から、地震や大雨などの自然災害は、起こることを前提として、その被害の軽減を図る「減災」の重要性が高まっています。

さらに、国際化・複雑化が進む現代において、年々凶悪化・巧妙化する犯罪、人命だけでなく社会経済インフラを標的としたテロ活動の脅威など、社会の不安定要素は増大しており、安心して暮らせる社会の構築に向けた多角的な取り組みが求められています。



5. 価値観の多様化・生活スタイルの変化

社会情勢の変遷に伴い人々の意識は多様化しており、都市や社会に求めるものも、これまでの社会（地域）全体での経済的な豊かさから、各人それぞれの価値観に基づいた生活の質的向上や自己実現の“場”へと変化してきました。

また、男女雇用機会均等法の制定によって進んだ女性の社会進出や、長期の不況に伴う雇用環境の変化は、社会経済や生活スタイルに大きな変化をもたらしており、新たな経済活動機会の創出や、社会の仕組みの再構築、生活設計の抜本的な見直しなど、さまざまな影響を及ぼしています。

このような背景を踏まえ、社会活動の基盤である都市に対しては、個々の価値観に対応できるよう、選択肢が多く自由度の高い環境（条件）整備を図り、多様な活動機会を創出することが求められています。

6. 市民参画・協働社会への移行

近年、市民のニーズや地域の課題は多様化しており、行政だけが担う旧来の自治のあり方では、市民が求めるサービスが提供できなくなっています。そこで、まちづくりへの市民参加・参画が重要視されるようになり、全国各地で市民（地域住民）と行政（地方自治体）との協働のもと、さまざまな取り組みが進められています。

中でも公共事業については、国や地方の財政が逼迫する状況において市民の目も厳しくなっており、その計画策定段階から市民の意向を反映させることで、地域のニーズを反映させた、より必要性の高い事業の推進を目指すようになってきました。また、市民・住民が主体となったまちづくりの取り組みも増えてきています。

このように、市民参画と官民協働の考えのもと、地方自治のあり方を見直し、さまざまな課題に対し市民自らが主体的に取り組むことが求められています。

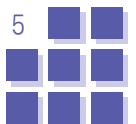
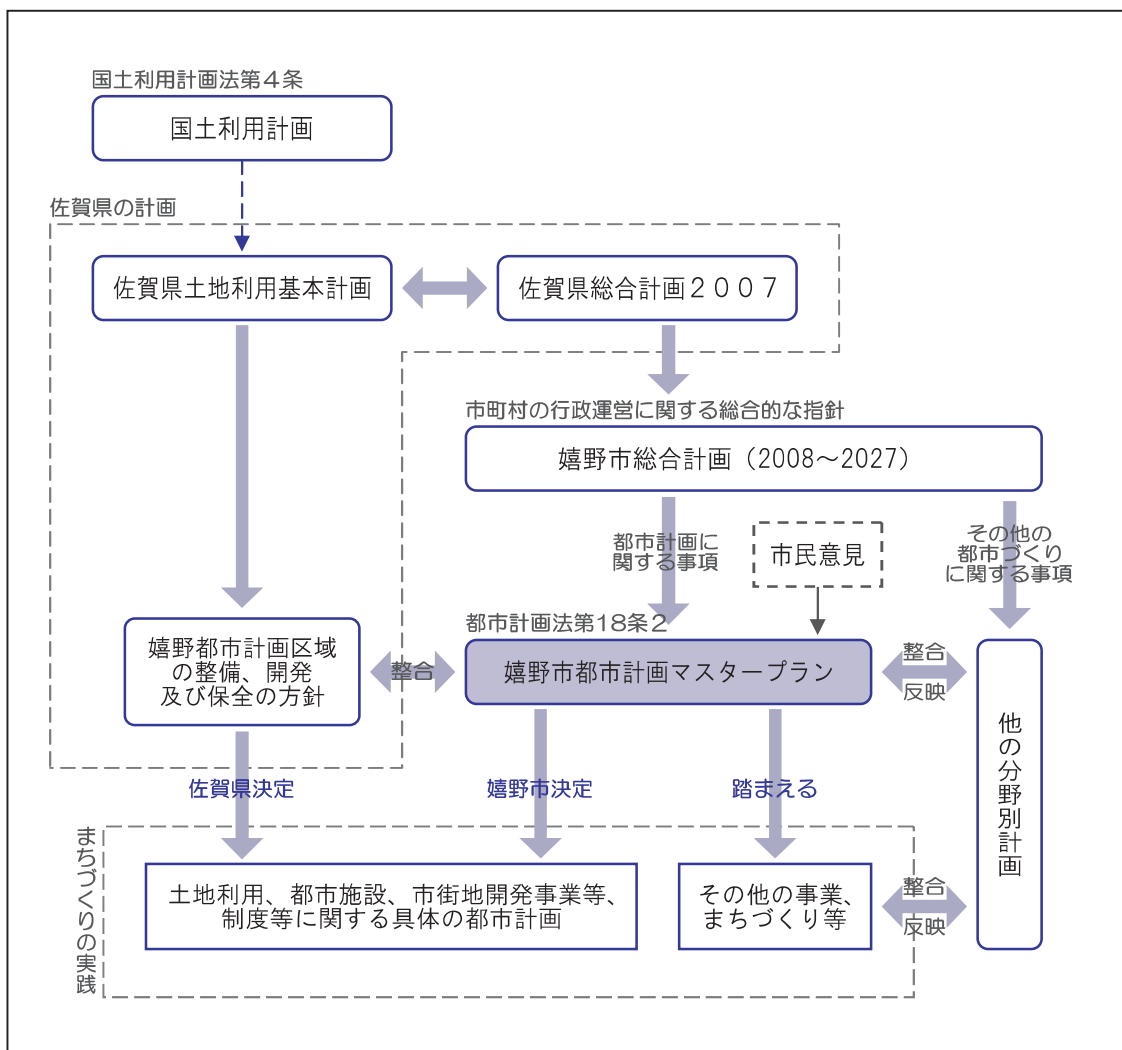
都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定を根拠とし、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

都市づくりを進めるにあたっては、当該行政団体の運営指針に基づく必要があることから、都市計画マスタープランの策定に際しても、市町村の総合計画（嬉野市総合計画）に即するとともに、都市計画分野だけでなく都市づくりに関連する各種分野の計画などとも整合を図ることになります。さらに、市民と行政が「まちづくりのビジョン」を共有するため、市民の意見を反映しつつ地域の特性を踏まえ策定します。

今回策定する嬉野市都市計画マスタープランは平成20年3月に策定された嬉野市総合計画に即するもので、塩田町と嬉野町の合併を踏まえた都市づくりとともに、成長社会から成熟社会への転換に対応した都市の在り様を、その実現に向けた方針を示します。

図 都市計画マスタープランの位置づけ

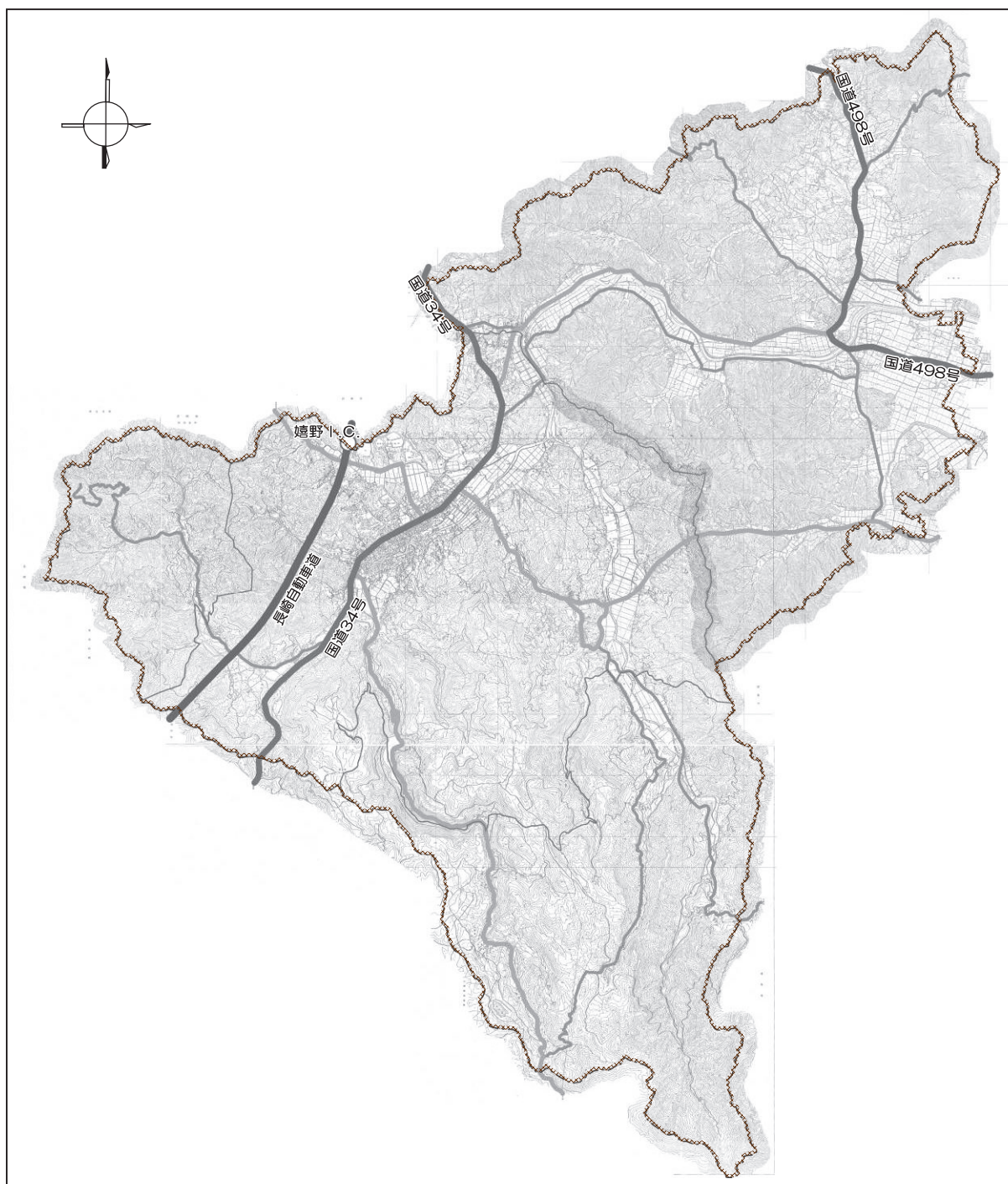


嬉野市都市計画マスタープランの対象区域

基本的に、都市計画法は都市計画区域に適用される法律で、嬉野市の市域面積126.51km²のうち都市計画区域は嬉野町内の一部のみ指定されています。

しかしながら、嬉野市は2町が合併して誕生した新市としてまちづくりを推進する必要があることから、都市計画マスタープランは、嬉野市全域を対象として策定します。

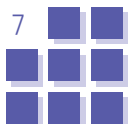
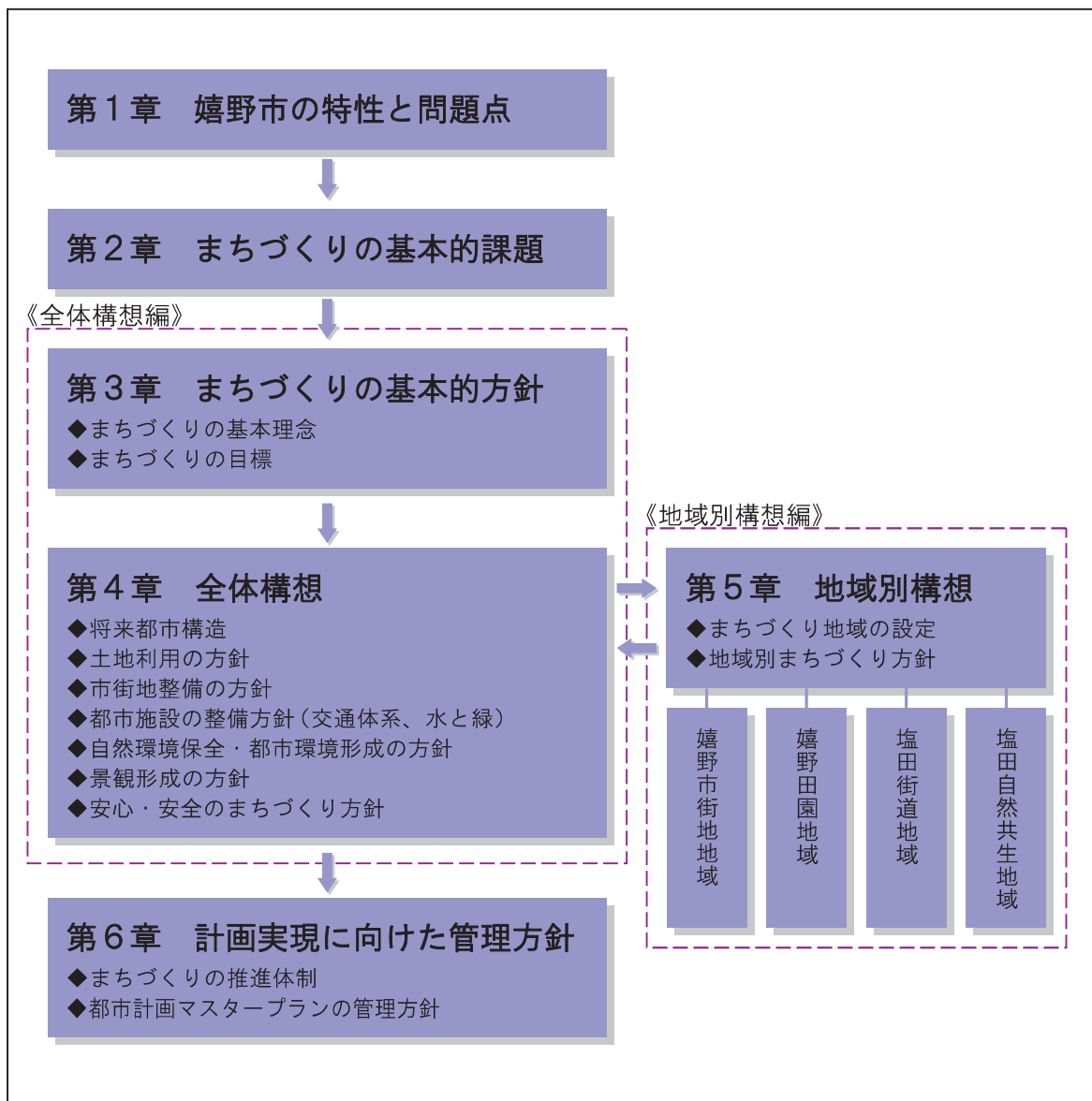
図 対象区域（※嬉野市全域）



嬉野市都市計画マスタープランの構成

嬉野市都市計画マスタープランは、嬉野市全体の将来像や土地利用及び各種都市づくりのあり方を示す「全体構想編（第3～4章）」と、市内各地域の特性に応じた方針を示す「地区別構想編（第5章）」、その実現に向けた「計画実現に向けた管理方針（第6章）」、並びに、方針・計画策定の前提となる都市の「特性と問題点（第1章）」、「基本的課題（第2章）」で構成します。

図 嬉野市都市計画マスタープランの構成

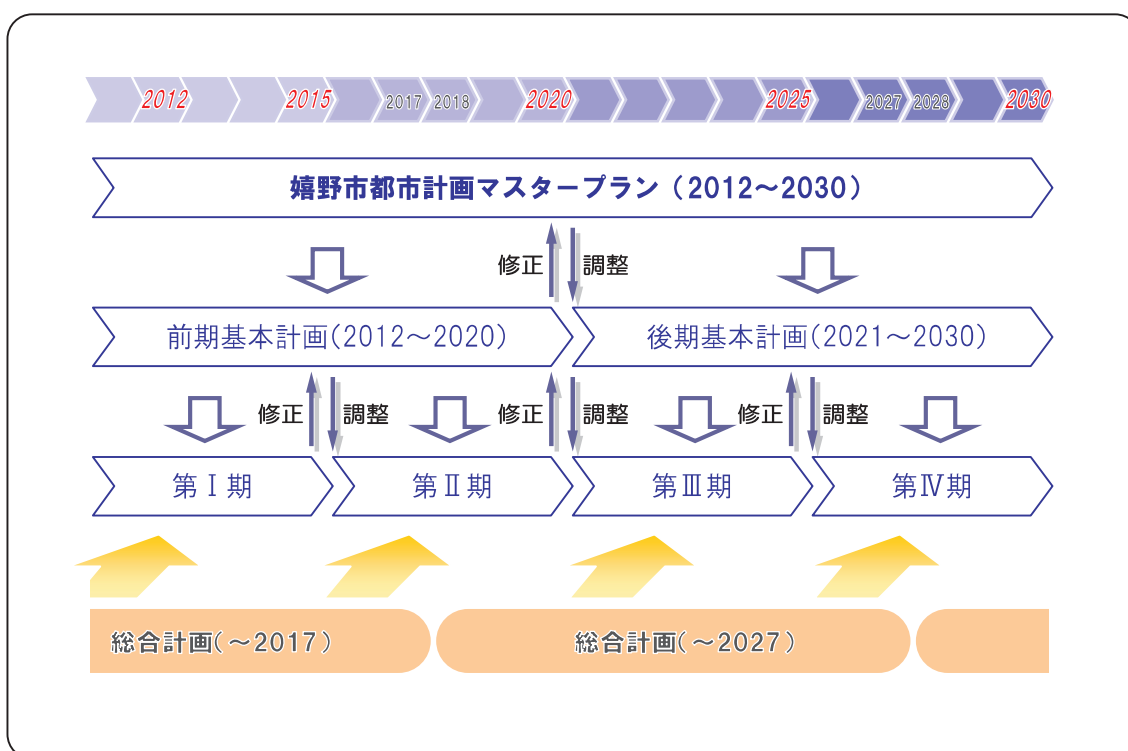


まちづくりの目標年次

嬉野市では平成20年3月策定の総合計画において、2017年（平成29年）に向けた行政計画を策定していますが、都市計画は長期的視点に立って取り組む必要があります。

したがって、嬉野市都市計画マスタープランは、関連計画の計画期間との調整を図りながら概ね20年後の2030年（平成42年）を目標年次とし、長期的視点に立った将来像や都市づくりの目標を設定します。また、都市計画や分野別都市づくりの取り組みについては前期・後期に分け、中間目標年次として概ね10年後の2020年（平成32年）を設定するとともに、関連する各種施策の計画の見直しに柔軟に対応するため、全体計画をⅠ～Ⅳの4期に区分し、具体のプロジェクトの円滑な管理に取り組みます。

さらに、今後、社会経済情勢に変化が生じた場合、及び嬉野市総合計画などの上位計画が見直された場合には、必要に応じて改訂を行います。



□ 嬉野市都市計画マスタープラン

URESHINO-CITY Master Plan Concerning City Planning / 2012-2030

第1章 嬉野市の特性と問題点	1
1-1 嬉野市の概況	1
1-2 上位関連計画の整理	8
1-3 嬉野市の現況診断	15
1-4 市民意向の把握	50
第2章 まちづくりの基本的課題	53
2-1 課題整理の流れ	53
2-2 論点別の課題解決の方向性	54
2-3 嬉野市のまちづくりの課題	58
第3章 まちづくりの基本方針	65
3-1 まちづくりの基本理念	65
3-2 まちづくりの目標	66
第4章 全体構想	75
4-1 将来の都市構造	75
4-2 部門別まちづくりの方針	86
4-2-1 土地利用の方針	86
4-2-2 市街地整備の方針	93
4-2-3 交通体系づくりの方針	96
4-2-4 水と緑の整備方針	101
4-2-5 自然環境保全・都市環境形成の方針	106
4-2-6 景観形成の方針	108
4-2-7 安心・安全のまちづくりの方針	111
第5章 地域別構想	115
5-1 まちづくり地域の設定	115
5-2 地域別まちづくり方針	117
5-2-1 嬉野市街地地域	118
5-2-2 嬉野田園地域	128
5-2-3 塩田街道地域	137
5-2-4 塩田自然共生地域	147
第6章 計画実現に向けた管理方針	155
6-1 協働・協同のまちづくりによる計画実現	155
6-2 都市計画マスタープランの管理方針	159